

## 第 22 回鎌倉市生活環境整備審議会議事録（概要）

- 1 **開催日時** 令和 2 年(2020 年) 1 月 23 日（木）午後 5 時から 7 時まで
- 2 **開催場所** 笹田リサイクルセンター
- 3 **出席者** 横田会長、荒井副会長、大西委員、河邊委員、坂本委員、村田委員
- 4 **事務局** 能條環境部長、高橋環境部次長、植地環境部次長、谷川環境施設課長、不破ごみ減量対策課担当課長、朴澤環境センター担当課長、高橋環境センター担当課長、松井環境センター担当課長、藤田ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、月花ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、水島環境施設課環境施設担当担当係長、花田環境施設課環境施設担当担当係長、石井ごみ減量対策課環境指導監、遠藤環境施設課環境施設担当、富樫環境施設課環境施設担当、中村ごみ減量対策課ごみ減量対策担当、國井ごみ減量対策課ごみ減量対策担当
- 5 **傍聴者** 8 名
- 6 **議題** 「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）」について  
鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について  
その他
- 7 **配付資料**
  - ・資料 1－1 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）
  - ・資料 1－2 可燃ごみ量の将来予測
  - ・資料 1－3 環境省通知（持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知））
  - ・資料 1－4 オリックス資源循環株式会社プレスリリース（国内最大の乾式バイオガス発電施設を建設）等
  - ・資料 1－5 令和元年度神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会第 2 回について
  - ・資料 1－6 桐生市報道発表資料
  - ・資料 1－7 可燃ごみ焼却経費試算
  - ・資料 1－8 ごみ処理広域化実施計画策定及び一般廃棄物処理施設のあり方の答申に向けたスケジュール
  - ・資料 2－1 鎌倉市の一般廃棄物処理施設等位置図
  - ・資料 2－2 一般廃棄物の処理の流れ
  - ・資料 2－3 施設概要と計画の考え方
  - ・参考資料 1 鎌倉市一般廃棄物処理施設の状況について
  - ・参考資料 2 鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について（諮問）
  - ・参考資料 3 鎌倉市生活環境整備審議会委員名簿
  - ・第 21 回鎌倉市生活環境整備審議会議事録（概要）（案）

## 8 会議の概要

主な内容は次のとおりです。

### 横田会長

本日の協議に入りたいと思う。

議題1「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）」について事務局から説明をお願いします。

### 花田係長

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）」について、説明する。

昨年4月に行われた前回の当審議会において、焼却施設は建設せず、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進め、燃やすごみについては、広域連携において逗子市焼却施設で焼却するか、民間事業者で処理する考えを説明させていただいた。その際に、委員の皆様より、2市1町での広域連携の可能性、各市町の役割分担、民間事業者による新たな技術等についてのご意見をいただいている。本日は、その後の進捗状況についての報告を含め、2市1町での協議を経て、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）」が行政間でまとまったため、この素案について説明する。

ごみ処理の広域化については、平成9年にダイオキシンの規制強化による焼却施設の施設改修を主な目的として、国から広域化の考え方が示された。これを受けて、神奈川県が県内市町村をブロックに分け、それぞれのブロックごとに進められてきた。

本市のごみ処理広域化については、当初は三浦半島の4市1町で協議を始めたが、様々な経過を経て、平成28年5月から鎌倉市・逗子市・葉山町の2市1町でごみ処理広域化検討協議会を立ち上げ、同年7月に覚書を締結し、2市1町ごみ処理広域化実施計画策定に向けて協議を進めてきた。

策定の検討を進める中で、本市が計画していた新焼却施設の建設候補地であった山崎の住民との話し合いが平行線となり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中で、ごみ処理には様々な手法が考えられることから、本市の可燃ごみの逗子市既存焼却施設における焼却の可能性について要請し、その点も踏まえて、ごみ処理広域化実施計画（素案）について、協議を進めてきた。

令和元年11月20日に開催した2市1町ごみ処理広域化検討協議会において、2市1町における行政間での合意に至り、その後、各市町における事務手続きを踏まえ、ごみ処理広域化実施計画（素案）を確定し、11月28日に公表した。

それでは、資料1-1ごみ処理広域化実施計画（素案）について説明する。計画は8章立てとなっている。

1ページには、広域化の目的、計画策定の背景、4市1町から、現在の2市1町になった経緯を述べている。2ページには、計画の基本理念として「環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指す」ことを掲げている。3ページに示すように、計画期間については、令和2年度から11年度までの10年間としている。

4ページからの第2章から第4章では、地域概要、ごみ処理の概要、ごみ総排出量等の現状や将来の推計を記載している。

5ページから7ページについては、2市1町の人口や地域特性を記載している。

8 ページから 10 ページは、分別方法を記載している。11 ページには、図 3.1 のように、現在の 2 市 1 町の一般廃棄物処理施設の整備状況を示している。

13 ページから 15 ページは、各市町のごみ処理の流れを示している。

16 ページから 21 ページにかけて、各市町のごみの総排出量の推移を示している。16 ページの表 3.7 では鎌倉市のごみの総排出量の推移を示しており、平成 24 年度の、家庭形と事業系のごみを合わせた 67,503 トンから、平成 29 年度は 59,746 トンとなっている。20 ページの表 3.10 には、2 市 1 町の合計を示しており、ごみの総排出量は、平成 24 年度の 100,886 トンから平成 29 年度には 89,822 トンとなっている。各市町の割合は、鎌倉市 66.5%、逗子市 20.7%、葉山町 12.8%となっている。22 ページから 25 ページには、その内訳を示している。

26 ページには、発生原単位として一人 1 日当たりの排出量を示している。平成 29 年度実績で、鎌倉市が一人 1 日あたり 950 g、逗子市が 844 g、葉山町が 982 g で、神奈川県のが平均が 850 g であり、本市は県平均より高くなっている。

27 ページには、資源化率を示している。平成 29 年度実績で、鎌倉市が 52.0%、逗子市が 47.3%、葉山町が 44.3%で、県の平均の 24.4%より高く、この 2 市 1 町は県内のトップ 3 を占めている。

28 ページから 29 ページには、各市町のごみの組成を示している。2 市 1 町とも、概ね同じような組成であり、生ごみが約半分を占めている。

29 ページ下段から 31 ページまで人口 1 人当たりの処理経費等を示しており、30 ページの表 3.19 は人口一人当たりの処理経費、表 3.20 はごみ 1 トン当たりの処理経費を示しているが、どちらも県の平均より高い値となっている。

32 ページからは 36 ページでは、人口及び資源物とごみの総排出量の推計を示している。人口については、鎌倉市では平成 29 年度の 172,284 人から、令和 11 年度には約 16 万 6 千人と約 6 千人減少すると推計している。

また、資源物とごみの総排出量については、33 ページの表 4.1 に示すように、鎌倉市では平成 29 年度の、家庭系と事業系の合計 59,746 トンから、令和 11 年度には 57,663 トンと約 2 千トン減少する推計であり、36 ページの表 4.4 のとおり、2 市 1 町では、将来のごみ量の総排出量は、平成 29 年度の 89,822 トンから、令和 11 年度では 85,724 トンと約 4 千トン減少すると推計している。

37 ページからの第 5 章では、これらの現状や SDGs を踏まえた課題と連携の方向性を整理している。38 ページに示すように、基本方針として 1 点目「ゼロ・ウェイストの実現を目指してごみの減量・資源化を進めていく。」、2 点目「既存施設における共同処理の実施に取り組む。」、3 点目「環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進が図れるよう、広域連携における持続可能な廃棄物処理システムの構築を図る。」こととしている。

40 ページからの第 6 章では、具体的にごみの減量・資源化施策を記載している。「1 実施方針」として、◎家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充、◎事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充、◎取り組むべきその他の施策の拡充、の 3 つを掲げている。

具体的に、2 以降に示している。「2 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策」として、「(1) 生ごみ」については、「ア資源化の推進」を掲げ、分別収集を行い、鎌倉市及

び葉山町で施設整備を図り資源化を実施する。「イ食品ロスの削減」については、啓発活動を行っていく。「ウ生ごみ処理器の普及啓発」については、引き続き助成を行っていく。「(2)紙類等」については、燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチックが混入していることから、分別の徹底を図っていく。

「3事業者から排出されるごみの減量・資源化施策」として、「(1)生ごみの削減」「ア食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用」については、事業者に対して生ごみ資源化を促していく具体策として、横浜市鶴見区に民間事業者の施設が登録再生利用事業者の認可を昨年12月に取得しており、排出事業者に周知し、搬出を誘導することで、資源化を図る。また、三浦半島地域にはそのような事業者の施設がないことから、施設の誘致等の対応策も検討する。「イ食品廃棄物の発生抑制・排出抑制」生ごみの排出が多い飲食店等に対し、周知・啓発等を行っていく。「(2)排出事業者への適正排出の指導等」紙類やプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、指導や啓発を行う。「(3)手数料の見直し」国の報告書において『事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい』とされており、これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、『事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進』を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めていく。

「4取組むべきその他の施策」「(1) Refuse」として不要な物を買わない・断るといった周知・啓発を行っていく。「(2)新たな資源化の検討」として紙おむつについて、資源化の検討を進めていく。本実施計画において、2市1町として、逗子市と葉山町は、今後の状況を踏まえ、資源化を検討するとしているが、鎌倉市については、平成31年3月26日に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」の中で、資源化していくものと位置づけている。「(3)ごみ処理経費の縮減」「ア処理の一本化」資源化物またはごみの処理を2市1町で一括して行うことで、スケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられると考えている。

「5可燃ごみ量の将来予測」「(1)人口予測から算出した可燃ごみ量」にて、今後の可燃ごみ量は、令和11年度に44,468トンとなると推計しています。「(2)可燃ごみの減量・資源化量」にて、40ページから42ページまでの施策を実施することにより、令和11年度に24,535トンの減量・資源化を行うと推計しています。「(3)減量・資源化実施後の可燃ごみ量」(1)の可燃ごみ量から(2)の減量・資源化量を差し引いた可燃ごみ量を示している。鎌倉市では、平成31年3月26日の新たな方針に基づき、生ごみや紙おむつの資源化、事業系生ごみの資源化促進等による全量削減を行うことにより、現在の約3万トンから約1万トンに削減を行い、逗子市、葉山町においても家庭系生ごみの資源化や事業系ごみの分別の徹底等によりごみの減量・資源化を進め、これらの施策の実施により2市1町の令和11年度の可燃ごみ量は、表6.4にあるように、現在の半分以下の19,933トンと推計している。

45ページからの第7章では、ごみ処理施設の整備方針を記載している。「1ごみ処理施設整備の考え方」にて、枠線内に、2市1町のごみ処理施設の現状を整理している。「(1)ごみ焼却施設」鎌倉市では、既存ごみ焼却施設である名越クリーンセンターは、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を停止することとしている。焼却停止後は、新たな焼却施設を建設せずに逗子市の焼却施設と自区外処理を活用し処理する予定。逗子市では、既存ご

み焼却施設は、延命化を図るために平成 23 年度から平成 25 年度にかけて大規模改修を実施している。葉山町では、既存ごみ焼却施設は平成 22 年に焼却を止め、民間事業者への委託にて行っていた。平成 30 年 4 月から逗子市の焼却施設で燃やすごみの全量を焼却している。「(2) その他の施設」不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等は、各市町とも老朽化が著しく、今後施設整備あるいは民間事業者への委託処理などの検討が必要な時期にきている。家庭系生ごみは、葉山町で施設整備を行い逗子市と葉山町の生ごみを処理し、鎌倉市についても施設整備を行い処理する予定。容器包装プラスチックは、葉山町は現在、民間事業者への委託にて処理を行っているが、令和 2 年度からは逗子市の処理施設で処理を行う。それに伴い逗子市では処理施設を更新する。

以上から、名越クリーンセンター焼却稼働中を第 1 期とし、それ以降を第 2 期として、計画を進めることとしている。

46 ページから、第 1 期の整備方針を示している。「(1) 焼却施設、中継施設」焼却施設は、鎌倉市と逗子市の既存施設を利用することとし、葉山町に中継施設を整備するものとする。鎌倉市と逗子市での焼却施設では、それぞれの施設での工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等においては相互間で連携を図るものとする。「(2) 容器包装プラスチック」容器包装プラスチックの処理は逗子市は直営（既存施設）で処理をし、鎌倉市は市内の民間事業者に処理を委託し、葉山町は逗子市に処理を委託する。「(3) 生ごみ」生ごみについては鎌倉市及び葉山町にて施設整備を行い、逗子市は葉山町に処理を委託し、資源化を行っていくものとする。

なお、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5 トン未満の施設を先行して整備する予定。

49 ページから、第 2 期の整備方針を示しています。「(1) 焼却施設、中継施設」焼却施設は、ごみの減量・資源化を推進することにより焼却量を削減し、逗子市の既存施設を利用して 2 市 1 町の可燃ごみの処理を行うこととする。鎌倉市にも中継施設を整備し逗子市焼却施設に運搬するものとする。令和 7 年度から令和 10 年度の、鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中は、逗子市焼却施設の焼却可能量が年間 20,000t 程度であることから、2 市 1 町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表 7.2 のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を適正に自区外処理するものとする。なお、区域内の焼却施設が 1 施設になることから、近隣市町や民間事業者等とごみ処理に関する協定等を結び、緊急を要する災害や処理が困難になった場合等における処理を要請する。「(2) 容器包装プラスチック」第 I 期に引き続き、同様の処理を行っていくものとする。「(3) 生ごみ」引き続き、鎌倉市と葉山町の資源化施設で処理を行っていくものとする。鎌倉市の生ごみ資源化施設は、第 I 期において整備する 5 t 未満の施設での検証を行い、全市の生ごみを処理する施設へ拡大する予定。

52 ページ「4 整備スケジュール」計画期間の第 I 期、第 II 期の整備スケジュールを示している。

53 ページ「6 2 市 1 町における将来のごみ処理体制について」を記載している。

「(1) 可燃ごみの処理について」可燃ごみ処理に関しては、逗子市既存焼却施設を活用し、逗子市及び葉山町の可燃ごみに加え、令和 7 年度以降鎌倉市の可燃ごみを処理するものとしている。当該施設の稼働期間は、出来るだけ長く稼働することを目指しているが、老朽化していることを踏まえ、令和 7 年度から概ね 10 年間の令和 16 年度までの稼働とし、適切な維持・修繕を図っていく。

「(2) 逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみ処理の考察」逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみの処理について様々な視点で考察をしている。

「ア 人口動態とごみ量の予測」資料1-2「可燃ごみ量の将来予測」に示すように、将来の人口予測、本計画に掲げた資源化策から試算した2市1町の将来の可燃ごみ排出量は、令和11年度には年間2万トン程度となり、その後も人口減少により削減していくと試算している。

「イ 区域内で新たな焼却施設を建設する場合の条件」について、資料1-3は「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」として、環境省から各都道府県へ宛てられた通知で、ごみ処理の広域化は平成9年の国からの通知を出発点として、推進されてきた。本通知は、それから20年以上が経過し、あらためて国から発出されたものになる。特に、1ページ目表面の下から4行目から、抜粋して読み上げると、『平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。我が国はこれまで経験したことの無い人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されている。3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。このため、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある、このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。』と示されている。

また、5ページ目の「(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討」において、『ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること』と示されており、新たに焼却施設を建設する場合は、エネルギー回収が必須となり、そのためには最低でも日量100トン程度、年間で約27,000トンの規模の焼却施設の検討が必要となり、現在の2市1町では既に100トン以上の施設を設置していることから、日量300トン以上、年間で約81,000トン規模の焼却施設を検討することとされている。

「ウ 新技術の実用化の進捗」また、これまで資源化が難しかった混合ごみについても、乾式メタン発酵やバイオエタノール化といった新たな資源化技術が確立し始めており、これまでごみとして焼却処理するしかなかったごみの資源化が可能となっている。特にこの乾式メタン発酵処理については、資料1-4に示していますが、オリックス資源循環株式会社が、埼玉県寄居町に施設を建設する予定となっており、こういった新しい技術を活用した民間事業者に、処理の委託を行うことにより、ごみを大幅に削減させることが可能であると考えている。

「エ 国の広域化・集約化のさらなる推進」イと同様に、資料1-3環境省からの通知の中で、5ページ目の中段、『広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。』として、『⑥ 民間活用 市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ

処理を委託し、施設の集約化を図る。』とあり、施設の集約化の1つの手法として民間活用の考え方も示されている。

この通知を受けて、現在、神奈川県が令和3年度末までに、県内市町村のごみ処理広域化を位置付けている「神奈川県循環型社会づくり計画」の改定を行う予定として、取り組んでいる。資料1-5は、神奈川県が事務局となり、県内の全市町村で構成され、広域化についての協議を行っている、神奈川県ごみ処理広域化検討協議会における資料になっている。計画の策定に向けて、現在、神奈川県が県内の各市町村にヒアリングを行ったところであり、資料2ページ目の下段、「2施設集約化に係る市町村からのご意見」に示されているように、『住民サービスや住民負担の点からも課題は多いが、将来、人口減や焼却ごみ量の減少が続いても収益が取れるような施設として維持するためにも、ブロックを超えたごみを受け入れることも考えられる。近年、ごみ量が減り、燃やすカロリーが少なくなったことで、電力の売電量が少なくなり、効率がよくない』といった意見が示されている。このように、神奈川県内に関わらず、今後、ごみが減っていくことにより、効率のよい施設の維持管理を行うことができなくなるのではないかという不安を抱えている市町村が、日本全国で見られていく状況となると考えている。

また、資料1-6について、現在群馬県の桐生市は、ごみの減量の推進により施設の稼働率が6割弱となり、焼却処理能力に余剰分が出ていたため、東京都立川市のごみを受け入れることで、施設の稼働の安定化と歳入の増加を図ることとした事例がある。

以上のように、人口の減少やごみの減量・資源化等の状況により、国内でこのような事例が増え、更なる集約化が図られる必要が生じることが考えられ、現在の2市1町程度の規模で施設を整備し、これを維持管理していくということでは、効率のよいごみ処理ができなくなると考えられる。

以上の点を踏まえると、54ページ「(3) 逗子市焼却施設停止後の焼却処理の考え方」に示すとおり、2市1町で新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して、ごみの減量・資源化を進めていくのが最良と考えている。

今後は、広域化ブロック区割りの設定の見直しも視野に入れつつ、民間の新技术による資源化手法を活用するなど、ゼロ・ウェイストを目指し更なるごみの資源化を進め、安定的なごみ処理を維持できるよう、引続き情報収集・研究・協議検討を重ねていくとしている。

56ページからの第8章では、計画の推進方策を記載している。「1連携体制」については、本計画は現状の体制を維持し、既存施設を活用して効率的にごみ処理を行う計画であることから、地方自治法の「事務の委託」とすることが最も効率的であると考えている。

「2費用負担」の方法については、公平性が確保される費用負担とするよう留意する。既存施設の共同利用における基本的な考え方は、処理にかかる経費を搬入量の割合に応じて各市町が負担するものとする。

特に資料1-7可燃ごみ焼却経費試算に逗子市の焼却施設において2市1町の燃やすごみの処理を行った場合の経費の試算を示している。一番上の表に、逗子市焼却施設の維持管理に係る経費を示しており、年度毎にかかる経費を記載している。二番目の表は、ごみの焼却量を示しており、令和7年度から鎌倉市のごみが8,914トンといった形で入るようになっている。三番目の表は、ごみ量の割合、四番目の表はそれに応じた各市町の負担額になる。一番上の表を見て、例えば令和7年度については、維持管理等共通経費 407,271千円と定期補修経費

185,000千円の合計592,271千円が維持管理に必要な経費であり、これを処理量20,000トンで割って、網掛けしてある部分の、ごみ1kgあたり経費29.61円というのが、実際に処理を委託した際に委託料として支払う費用となる。

まず、民間事業者の焼却施設に委託した場合は、おおよそ40円以上となる中で、逗子市に搬出すれば、運搬費を加えたとしても、民間に委託するよりも費用負担が少なくなる。また、逗子市においては鎌倉市や葉山町のごみを受け入れなかったとしても、毎年同様に維持管理にこれだけの費用がかかっていくため、逗子市単独で施設を維持管理していくことが難しくなること、また葉山町にとっては、令和7年以降に鎌倉市のごみが入ることで処理単価が下がることから、2市1町すべてにメリットがある状況になっている。

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）の内容は以上となっている。

現在2市1町でパブリックコメントを実施し、市民からの意見を聞いているが、当審議会からのご意見も踏まえ、今後ごみ処理広域化実施計画の策定を目指していきたいと考えている。

今後の予定について、資料1-8は、このごみ処理広域化実施計画の策定と、現在、諮問している、一般廃棄物処理施設のあり方についての答申に向けたスケジュールを示している。ごみ処理広域化実施計画の策定については、「(1)令和2年1月23日」本日説明及び協議を行っている。「(2)令和2年2月から3月」にて、現在実施しているパブリックコメントの結果及び、本日の審議会を踏まえた説明及び協議を行っていただき、「(3)3月から4月」に当審議会における計画に対する考え方のまとめを行っていただくといったスケジュールにしたいと考えている。

以上で説明を終わる。

#### **横田会長**

ご意見・ご質問をお願いしたい。

#### **坂本委員**

実施計画（素案）の30ページ表3-20平成29年度ごみ1トン当たりの処理経費が県平均の2倍近い。鎌倉市は分別が細かいので、県平均より高いという理解でよいか。

#### **谷川課長**

経費は、収集・中間処理・最終処分の3つのカテゴリで出している。鎌倉市は山・坂が多いため収集にコストがかかる。中間処理については、植木剪定材の資源化等を行っているため。最終処分は埋め立てではなく、熔融を行っていることが県平均を上回る理由である。

#### **河邊委員**

49ページに逗子市の焼却可能量20,000トンとあるが、逗子市が出した数字の根拠を教えてください。53ページ逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみ処理の考査で、区域外の焼却施設の建設もしくは区域外の処理と書かれているが、2市1町で新たに施設を造るのが難しいと思われる。そうすると広域外処理も考えられる。県内のごみの量が減り、発電設備がある施設の稼働率が低下していることも考えられる。桐生市が立川市のごみを受け入れたように、ごみ量が減り発電設備等の稼働率が悪くなる所にごみを受け入れてもらえるよう、県が主導するよう働きかけてみてはどうか。桐生市と立川市の広域連携の際には県がどのような役割をしたのか教えてください。神奈川県での参考になると思う。また、これに対して国はどのような見解を持っているのか。

最後に、資料1-7の可燃ごみ焼却経費試算の数値は逗子市が算出したものか、2市1町で検討



した結果なのかがわからない。令和6年度に維持管理費が2億4,000万円ほど減っている理由と、令和7年度以降また増えている理由は何か。維持管理等共通経費は年々減少している理由は。定期補修費は平成13年度に1億8,500万円かかっているにもかかわらず、3年後には無くなっている。2市1町での焼却経費の補修費について、逗子市からの提示額だけではなく、2市1町で協議し、経費をかけないようにすべきである。

#### **高橋次長**

立川市から桐生市へごみを持ち込んだ件は民間事業者から桐生市へ働きかけ、成立したと聞いている。県が働きかけたとは聞いていない。

#### **河邊委員**

県も国も関与していないということか。

#### **高橋次長**

立川市で事業を行っている事業者から直接桐生市へ働きかけをして成立したと聞いている。

#### **谷川課長**

2万トンという数字については、逗子市の焼却の稼働実績が一番多かった時の2万4千トンをベースにしている。逗子市の焼却施設をできるだけ長く維持する人員体制や周辺への影響、適切な維持管理費用も勘案すると2万トンが適切とのことである。

神奈川県でも国の通知に基づいて、広域化・集約化を検討している。人口減少、施設の有効利用及び適切な稼働という面でも、2市1町においてもブロックの枠を超えて受け入れをしてもらえるよう県の主導を積極的に働きかけたい。

逗子市の試算について、令和6年度の維持管理等共通費が減少しているのは、平成25年度に完了した逗子の基幹的設備改良工事の起債の償還が令和5年度に終了するためである。維持管理等共通費が年度により減っているのは、令和7年度はごみの量が2万トンより少し減ることによって熔融固化や維持管理の費用が減るためである。

定期補修費は一度に計上せず、令和13年度まで一時的に1億8,500万円を分散して計上している。実際には施設を稼働しながら優先的に補修する箇所を検討するため、年度によって変動する。あまりお金をかけるのは非効率だというのはおっしゃる通りなので、逗子市の意見を参考にしながら2市1町の中で共有する。

#### **横田会長**

令和13年度から14年度にかけて急激に減っている。その理由を聞きたい。

#### **谷川課長**

稼働期間が残り少なくなっていく中で、令和14年度から定期補修経費を1億8,500万円から6,500万円に減らしたため、全体の経費が安くなっている。

#### **横田会長**

特段明瞭な理由があるわけではなく、3年程度ということか。

#### **谷川課長**

河邊委員がおっしゃるようにもう少し手前から減らすのがよいのかは稼働の状況を見ながら検討し、できるだけ平準化していく。

#### **河邊委員**

保守経費については逗子市任せではなく、2市1町とプラントメーカーを交えて話をしながら進

めた方がよい。性能を維持しながらコストがかからないように検討したらよいと思う。

#### **谷川課長**

プラントメーカーの意見を聞きながら適切な維持管理に努める。

#### **大西委員**

鎌倉市内で小さいスケールから生ごみの堆肥化を始める計画がある。その計画ができたのと資料1-3の環境省からの通知を受けたのはどちらが先か。資料1-3は広域化を推進していく環境省からの通知であるが、今ある生ごみの処理方針はこれを踏まえているものなのか聞きたい。

#### **谷川課長**

生ごみ資源化施設の整備計画は環境省からの通知を受ける前にあった。当審議会でも昨年度に審議いただき平成30年12月に「生ごみ資源化にあたって留意すべき事項について」をいただいている。その中には本市のごみ処理基本計画に基づいて生ごみを資源化するという考えの中で、ローコストでできる堆肥化の計画としている。その後、平成31年3月26日に最終的に焼却をしない考え方を市の方針として示し、その3日後に国から焼却が非効率になりつつあるという同じような考え方が示された。

#### **大西委員**

環境省の通知を踏まえると、今後生ごみの受け入れ先が増え、24トンの生ごみ資源化施設がオーバースペックになる可能性があるため、生ごみの資源化計画を見直すとともに、広域化の計画についても配慮した方がよい。

#### **谷川課長**

市としてはごみの減量・資源化が必要である。2市1町でもその考え方で進んでいる。ごみの減量を進め、残ったものは逗子市で焼却する。逗子市・葉山町でも生ごみの資源化を行う。鎌倉市もごみの減量・資源化を行っていく中で、生ごみの資源化は必要であり、できるだけローコストの施設整備を行っていく。

#### **村田委員**

実施計画（素案）の38ページにごみ処理費の縮減と書いてあるが、今までを100としていくつに下がるのか知りたい。出せないのもわかるが、市民目線でそういう質問は出る。今を100として75まで、25パーセント経費が減るといような表現であれば、次の説明もしやすいし理解もしやすい。資料1-7の一番下にある各市町村概算負担の令和6年までは鎌倉市は名越クリーンセンターを稼働させる予定で広域ではないので金額が入っていないが、広域化でなくとも経費は発生している。令和6年まで名越クリーンセンターを稼働させる予定で、広域ではないので括弧書きにはなるかもしれないが、それは経費に入る。ごみ処理費の縮減は、5年先10年先にいくら減るのが分からないといけない。トータルでいくら安くなるのか、具体的な縮減について多面的に調査しておく必要がある。

#### **坂本委員**

それもあって先ほど聞いたが、資源化を進めれば、費用がかかる。

#### **村田委員**

リサイクルすれば費用がかかることも考えられるが、やめることはできない。

#### **能條部長**

条件設定は非常に難しいが、議会からも現在と比較して将来どのくらいお金がかかるかという点を問われており、経費算出の必要性は認識している。現在は名越クリーンセンターで焼却しているが、名越クリーンセンターも老朽化しており、現在のまま続けていくことはできない。「今」という設定をどこに置くか、明確にする必要がある。

#### **村田委員**

少なくとも令和5年、6年の数字はあるだろう。焼却施設については近い数値はでるかもしれない。その他の施設については、要素があまりにも多いため難しいと思うが、絶対に必要であり、それがあって初めて広域化である。

#### **能條部長**

今出している数値は、新焼却施設を建設した場合と比較してどうかという比べ方しかしていない。全般について経費を出すのは難しいと考えており、整理が必要である。

#### **村田委員**

難しいのは理解しているが、設定条件を決めたうえでトライしなければならない。出た答えが違うからだめというような話ではない。単価は高いがトータルで見たら安いということもあるかもしれない。経費を中心にした検討は多面的に行った方がよいと思う。民間事業者は競争がかかると安くなる場合もある。

#### **谷川課長**

以前よりは民間は安くなっていると聞いている。部長が申し上げたように、経費については説明責任もあるので、どういう設定をするのか整理をしている。

#### **村田委員**

縮減と書いてあったので、具体的に何かを聞きたかった。縮減に向けた努力をするという程度の書き方にした方がいい。

#### **荒井委員**

広域化については県がヒアリングをして見直し案を提示していくことになるを書いてあるが、約100トン規模の施設は300トンを目指していくと書いてある。300トンの施設に見合うのは、人口にして30万人程度の規模になる。最終的には24万人程度になるとあるが、役割の見直しが出てくる可能性はゼロではない。素案に提示した将来的には2市1町でやっていくスタンスは変えないとすると、実施計画（素案）の前提は民間施設や他地域の施設の活用にある。県内では、秦野市、伊勢原市、平塚市、川崎市、厚木市などが新しい施設を造っており、余力はあると考えられる。相手のあることなので、県とのヒアリング等で県に対して理解を求める必要がある。

#### **能條部長**

広域化の実施計画の素案の策定にあたり、神奈川県にもオブザーバーとして協議会に入ってもらっている。焼却施設を持たないのは斬新な計画だとは言われているが、県とも相談したうえで計画の素案をつくっている。将来的に県が更なる広域化を進める予定だが、県にも2市1町の考えをよく説明して、協力を仰いでいく。

#### **村田委員**

ごみを減らす施策は、ごみを出さない施策であるが、そこにメスを入れていない。商工業者とのタイアップをしていない。市のレベルでは難しい。現在は市民がいかにごみを出さないかの努力をしているだけである。商工業者は自分たちの利益追求のために、廃棄物の有無はあまり考えずに商

売をしている。国や県がそのような施策を打ち出さないとごみは増える。市民だけではなく、大手のスーパーマーケットなどとタイアップをして進めるべきである。プラスチック袋を減らす取り組みをしているのと同様。市が言えないのであれば、国や県に協力してもらわないと、出たごみをどう処理するか考えるので精一杯になる。県に動いてもらうべきである。

他の都市と比較していないので、収集運搬コストはわからないが、土日や夏休みの時期には稼働率が悪いと思う。道路整備を早期実現する必要がある。例えばフラワーセンター前の道路整備や、今泉クリーンセンター前の道路を鎌倉霊園の横を抜けて逗子市に繋げるよう整備するなどがある。難しいのはわかるが、声をあげなければ誰も動かない。周辺住民も便利になるし、今回の広域化にあたって、逗子市からの廃棄物も受け入れられる。廃棄物セクションではなくて、土木セクションの話かもしれないが、声をあげる必要がある。県が広域化計画を見直すときに、処理施設の整備だけではなく、道路整備を含めた周辺環境の整備も検討する。名越クリーンセンターは古都保存法の特別区域に隣接しているうえ急な斜面もあるため、再整備は大変である。土地所有者が誰なのかわからないが、公共工事でも着手できないと思う。環境部が発信し、更に別の部からの発信もあって然るべきである。いつも下請け仕事になっている。5年や10年でできる話ではないが、都市計画のなかで道路整備を行わなければ、ごみ処理に費用がかかる。

#### **横田会長**

2市1町の広域化実施計画をここまでまとめたのは尊敬に値する。これは行政の枠の中での基本方針なので、このような施設の場合には地元住民に周知した際に難色を示されることがあり得る。この通り行かなかった場合の鎌倉市としての具体的な対応も副案として考えておく必要がある。逗子市の施設で焼却することは、鎌倉市にとっては便利な方法だと思うが、逗子市民はどう考えるかわからない。筋書通りにいかなかった場合の具体的な対応も考えておいたほうがよい。

#### **村田委員**

鎌倉市民は、ごみのリサイクルや減量について当たり前の事として協力してきた。今回の広域化では全体の人口の3分の2は鎌倉市民にもかかわらず、焼却を逗子市に任せることに対して一部の市民には今までの自分たちの努力は何だったのかという感情はある。それに対する説明が十分とは感じない。焼却炉の建設をやめたからよいという話ではない。将来にわたる安全で安定的な廃棄物処理行政について理解できる資料が欲しい。逗子市が焼却を担う間に、民間事業者がエネルギー回収型の効率的な施設をつくる時代背景があることは否定するものではないが、感情論が鎌倉市民から出てもおかしくない。逗子市の施設で焼却することは、トータル単価が安くなるため、逗子市や葉山町にもメリットがあると言うが、逗子市民を納得させるしっかりとした説明資料がないと難しい。これについては、パブリックコメントで意見が出されると思う。

#### **横田会長**

パブリックコメントを待ちたい。これより次の議題に移る。議題2「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」事務局から説明をお願いします。

#### **水島係長**

鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について説明する。

資料2-1をご覧ください。

1から9までの番号が振られているところが、現在市内にある環境部所管のごみ処理等を行って

いる民間及び市の施設となっている。

鎌倉市は5地域に分けられており、赤のラインが各地域の境になる。

右上の表にあるように、鎌倉市内の用途地域を色別で表している。

本市では供給施設として活用できる適地が少ないため、資料で示したように廃棄物処理施設や下水道処理施設については5地域にバランスよく配置し、活用している。

資料2-2をご覧ください。

この図は、前回の審議会でご説明したごみ処理の現況に、前回の議論を踏まえて収集量、資源化物及び量等の情報を、平成30年度の実績の推計値を基に鎌倉市の分別区分ごとの収集、中間処理から再資源化等を示した図となっている。

代表として、飲食用ビン・カンの流れで説明する。

飲食用ビン・カンについての収集量は年間1,898トンで、笛田リサイクルセンターでアルミ缶175トン、スチール缶195トンが圧縮され、売却、アルミ缶の原料、製鉄原料に資源化されている。

裏面をご覧ください。

この図は、家庭系燃やすごみと事業系燃やすごみについて、将来のごみ処理体制についての方針及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画素案に沿った形で分別した際の、収集区分、中間処理、再資源化等を示している。

収集回数や紙おむつの資源化等の詳細が決定していないものについては未定としている。

収集量は将来のごみ処理体制についての方針で算出した令和11年度の数量で記載している。

1番上の燃やすごみの流れをご覧ください。

家庭系燃やすごみはごみ減量・資源化の実施により、令和11年度には9,998トンと試算し、名越クリーンセンターを候補地として整備した中継施設で積み替え、逗子市焼却施設で焼却した後、焼却灰は路盤材などに資源化する流れとなる。

家庭系生ごみについては、生ごみ資源化施設を候補地である今泉クリーンセンターに整備し、堆肥化を行い、出来た堆肥を市民配布する予定。

紙おむつについては資源化施設を市内に整備し民間事業者による資源化処理を行う予定。

事業系燃やすごみは、燃やすごみ、食品廃棄物等、紙おむつに分別され、燃やすごみは家庭系と同じ中継施設で、民間事業者によるメタン発酵等の処理を行い、処分方法は資源化処理を予定している。

食品廃棄物等については登録再生利用事業者の施設に事業者が直接搬入しメタン発酵等を行い、処分方法は資源化処理を予定している。

事業系紙おむつについては、家庭系の紙おむつと同じ。

資料2-3をご覧ください。

所在については資料2-1の位置図を参照。

資料2-3に戻り、表の一番右の欄、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画素案には、施設整備について広域化実施計画素案にあるものを抜粋して記載している。

それ以外は前回の審議会と変更はないので説明省略、今回は広域化実施計画素案に記載のあるもののみ説明する。

①笛田リサイクルセンター、②植木剪定材受入事業場、③④ペットボトル中間処理施設(委託)、⑤紙類等受入れ施設(委託)については、広域化実施計画素案では、原則として既存施設を有効に利

用することによって建設費等の費用を抑えるとともに、2市1町の資源物又はごみを1施設に集約することによってスケールメリットを活かし、ごみ処理経費の縮減を図るものとしている。

次に⑥名越クリーンセンターについて、本市では既存ごみ焼却施設は地域住民との協定に基づき令和6年度で焼却を停止することとしており、焼却停止後は新たな焼却施設を建設せずに逗子市の焼却施設と自区外処理を活用し処理する予定である。

逗子市焼却施設稼働停止後は2市1町において焼却施設を整備しないため、可燃ごみの中継施設の整備が必須となることから、当該中継施設については名越クリーンセンターの稼働停止後の跡地を候補地として鎌倉市が整備を担うものとし、現在地元住民等と協議・検討を行っている。

次に⑦今泉クリーンセンターについて、生ごみはゼロ・ウェイストの実現を目指して出来るかぎり減量・資源化を図るという基本理念や、生ごみの減量・資源化を共通の課題として取り組む基本方針に基づき、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5トン未満の施設を先行して整備・検証を行い、当該地にて全市の生ごみを処理する施設へ拡大する予定で、現在地元住民等と協議・検討を行っている。

次に不燃ごみ、粗大ごみを取り扱っている⑥名越クリーンセンター、⑦今泉クリーンセンター及び⑧坂ノ下積替所について、広域化実施計画素案では不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等は各市町とも老朽化が著しく、今後施設整備あるいは民間事業者への委託処理などの検討が必要な時期にきていること、ごみ処理施設については、原則として、既存施設を有効に利用することによって建設費等の費用を抑えるとともに、2市1町の資源物又はごみを1施設に集約することによってスケールメリットを活かし、ごみ処理経費の縮減を図るものとしている。

次に、裏面をご覧ください。

こちらの表は「将来のごみ処理体制についての方針」に基づき整備する施設の考え方等についてまとめており、表の一番右の欄、広域化実施計画素案について追加している。燃やすごみの中継施設は、先ほど説明したように⑥名越クリーンセンターを建設候補地として逗子市焼却施設稼働停止後は中継施設については2市1町において焼却施設を整備しないため、鎌倉市が担うものとして、現在地元住民等と協議・検討を行っている。

生ごみ資源化施設については先ほど⑦今泉クリーンセンターについて説明したとおり。

紙おむつについては、家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている紙おむつをさらなる高齢化が進展することを鑑み、引き続き資源化の検討を進めていくこと、現在国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和元年度に予定されている環境省の「使用済み紙おむつのリサイクルを促すガイドライン（手引）」の策定状況、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置付けていく。

環境省のガイドラインについては、すでに素案は作成され、現在有識者を含めた協議を行っており、年度内にはガイドラインが策定される見通しであると聞いている。

下の表の自区外処理については、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用として事業所から排出される生ごみの削減等を促進するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討し、平成30年8月に新たに横浜市鶴見区に民間

事業者の施設が整備され、登録再生利用事業者の認可を取得し受入が可能であることを確認したため、今後排出事業者に周知し、搬出を誘導することで資源化を図る。

また、先進市の事例から各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記するなどの促進を図るものとしている。

また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題となっていることから、施設の誘致等の対応策も検討するものとしている。

今日は広域化実施計画素案に基づく各施設の考え方を説明したが、これらの考え方に基づき議論いただき、鎌倉市の一般廃棄物施設のあり方についての答申をいただきたいと考えている。

以上で説明を終わる。

#### **横田会長**

一般廃棄物処理施設のあり方について説明があった。ご意見・ご質問をお願いしたい。

#### **坂本委員**

燃やすごみについては理解したが、燃えないごみと粗大ごみの処理施設については、スケールメリットを考えて2市1町で検討されるため、今回の対象ではないという理解でよいか。

#### **谷川課長**

実施計画の素案の段階では具体的な整理はできておらず、課題として挙げている。施設整備をするか民間委託するか費用対効果を考えながら検討する。

#### **坂本委員**

一般廃棄物処理施設のあり方にかかわるのか。

#### **谷川課長**

最終的に2市1町でやるか鎌倉市単独かについて検討することになるが、まずはスケールメリットを活かし広域化でより良い方法を検討し、次の段階で鎌倉市としてどうするか考えていく。

#### **横田会長**

一般廃棄物処理施設のあり方の答申までの期間はどのくらいを想定しているのか。

#### **谷川課長**

資料1-8をご覧ください。議題1でご説明した広域化実施計画の取りまとめについては、今回はパブリックコメント、その次に実施計画のあり方をまとめる。実施計画を踏まえて一般廃棄物処理施設のあり方について協議いただき、令和2年8月から9月頃に最終的に本審議会の答申をまとめて頂きたい。

#### **横田会長**

あり方の最終年度はいつか。

#### **谷川課長**

施設によっても前後するが、10年から20年の長期で考えている。

#### **横田会長**

議題1は広域化計画の中での議論、施設のあり方は鎌倉市の議論ということか。

#### **谷川課長**

鎌倉市のあり方を考えるにあたっては広域もかかわってくるので、まずは広域の整理をしてそれを踏まえて鎌倉市についての議論をしていただきたい。

本日の資料2は広域化実施計画(素案)の中でそれぞれの施設がどういう記載になっているかを示している。

#### **大西委員**

資料2-2表面の数字を確認すると、剪定枝が家庭系で5,113トン、事業系で6,231トンとなっているが、裏面では剪定枝に関する数字はどこかに含まれているのか。

#### **谷川課長**

裏面は将来のごみ処理体制の方針を、燃やすごみの資源化などについて3月に整理したものである。これに植木剪定材の情報は記載していない。表面は平成30年度の一般廃棄物がどのように資源化されているか、その量も含めて記載している。

#### **大西委員**

表面にある剪定枝は引き続き同じ処理を継続するのか。

#### **谷川課長**

緑の多い鎌倉市において、植木剪定材は資源化に大きく寄与しているため、現状を継続したい。

#### **大西委員**

現在剪定枝を資源化した製品量はどのくらいか。

#### **高橋次長**

11,000トンを業者に渡し、事業所で堆肥化をしている。市民にはその一部である約900トンを堆肥として配布している。

#### **大西委員**

900トンということは、およそ1割弱ということなので、1万トン程度出して、900トンを地域で利用しているほか、一部販売など別の用途で利用していると思う。現状は900トン程度利用可能ということによいか。

また、将来生ごみを6,500トン程度自地区内で堆肥化する計画であるが、どのくらい成果物ができると考えているか。生ごみを仮に6,500トン処理したら、900トンをはるかに超える量の堆肥ができると思われる。今消費できている、地域で無償で配布している900トン以内に収まるのかどうかはよく見た方がよいと思う。

#### **谷川課長**

生ごみは、埼玉県久喜宮代や長野県東御市では、90パーセント程度減容できている。

#### **大西委員**

焼却しても1割の残さが出る。生ごみの減容化でも同割合まで減るのは不思議である。地域で900トン以上消費できるのであればよいと思うが、減容化によって本当に10パーセント以下になるのか、あるいは地域で消費できるニーズが十分にあるのか、両面を整理した方がよい。

#### **谷川課長**

埼玉県久喜市や長野県東御市での実績を参考にしている。

#### **村田委員**

自治体が広域化を進めているが、ごみ処理事業を支えている民間の収集運搬業者では人員不足で世代交代が上手くいかず苦勞している。許可基準を2市1町が統一する広域許可を整備するなどの方策をつくらないと民間の収集運搬業者は大変である。広域化計画の中で許可基準を決めればよいので難しい話ではない。広域許可というものは今のところ何処にもない。手数料の問題があ



るため、業者側では広域許可をもらおうと楽である。委託するのか許可にするのかも決めなければならない。既得権の問題はあるが、委託する場合は共通仕様の委託にすればよい。私の知る限りかなりの会社が逗子市、鎌倉市、藤沢市など複数の許可を持っている。本来であれば県の広域化計画の中で議論すべきである。

**横田会長**

一部事務組合では許可が出せないのか。それぞれの首長が個々の自治体で出すしかないのか。

**荒井委員**

広域化計画の中で位置づけするしかない。

**荒井委員**

名越クリーンセンターの焼却灰の処理は溶融固化を行っており、安定的な処理を保障するために3社に民間委託をしていると聞いた。資料2-2の裏面を見ると、外部に委託する資源化が前提になっている。まだまだごみを地域外から受け入れることについては、ハードルがある。溶融の例と同様に安定処理の仕組みを作って、市民生活に影響が出ないようにすることが必要である。

**谷川課長**

リスク管理を考えたバックアップは必要だと考えている。

**村田委員**

市が処理事業を行う株式会社の株主になる時代がくる。その分手料を引いてもらえばよい。例えば鎌倉市が株主になれば銀行の融資が通りやすくなるなど業者にメリットがある。

**高橋次長**

次回、第23回の審議会につきましては、改めて委員の皆様と調整させていただきたい。

(閉会)